

合 評

『総合研究アメリカ』全7巻合評

出席者(ABC順)

藤倉 皓一郎 (同志社大学教授)
 岩野 一郎 (南山大学教授)
 岩瀬 庸理 (同志社大学専任講師)
 釜田 泰介 (同志社大学助教授)
 川又 良也 (京都大学教授)
 大下 尚一 (同志社大学教授)
 田口 芳弘 (同志社大学教授)
 安武 秀岳 (愛知教育大学助教授)

司会 岩山 太次郎 (同志社大学教授)

司会 本日は、『総合研究アメリカ』全7巻(東京：研究社出版株式会社，1976—77，なお、各巻の目次はp. 153を参照)が、昨年10月に完結しましたのを機会に、その合評をお願いしたいと思ひまして、お忙しい中をご無理を申したわけでございます。

非常に広範な分野のものであり、しかも大部なものですので、この座談会ですべてをカバーすることは不可能だろうと思ひますが、その点はご了承いただきたいと思ひしております。最初に当研究所所長の天下先生に皮切りをしていたきたく思ひます。

刊行の意義

天下 最初に大家のような発言をするのはたいへん恐縮なんですけれども、これだけたくさんの方の執筆者をそろえて、こういう講座が出たということは、やはり日本におけるアメリカ研究の成果、あるいはその蓄積があったからだろうと思ひます。

もう一つは、この刊行は建国200年を記念して行なわれたということですが、それだけでなく、日本でアメリカに対する関心が非常に広がっている、ということと関連があると思ひます。いろんな面でアメリカに対する関心を持っている読者層というものを期待して、これだけの企画ができたわけでしょうから、内容は次の

問題にして、この企画自体に、一つの意味があるだろうと思ひます。執筆と読者という二つの面から見て、この講座は日本のアメリカ研究の広がり、ある意味で示している。こういうものが出ている国というのは、アメリカを除いて、おそらくないのではないかと思ひます。

以前にも南雲堂から『講座アメリカの文化』が出ておりました、ある程度コンスタントな読者を持っているようです。あれが出たのは、もう10年近い前ですが、その場合には、ピューリタニズムとかフロンティアといった問題別にアメリカ文化をとらえて編集されていますが、テーマごとに歴史的なパースペクティブが重視されています。それから、読者の需要の多い文学の面はかなりウェイトがおかれて、それに社会科学や歴史の論文が加わっている。あるいは、社会科学や歴史の論文が枠組をつくって、中身に文学がたくさん入っているといった感じでした。

今度の場合には、社会科学が対象として扱う面が非常に重視されていること、もう一つは、現代の問題を解明するために各巻のテーマが設定されているということでもあります。そういう意味で、現代アメリカ社会の広汎な問題を対象にした講座が出たということは、非常に意味があるだろうと思ひます。

もう一つ付け加えさせていただきますと、ア

アメリカ研究というものにはインターディシプリナリーな側面が絶えず重要視されているわけですが、それが今度の講座にはどのようにあらわれているかということです。各巻の標題を通して見ていきますと、たとえば第5巻の『経済生活』、あるいは第4巻の『平等と正義』などは、広い意味での経済学や法律学の研究者の論文がだいたい中心になっております。また一方で、非常に多様なディシプリンを集めた巻もあるわけです。このように巻によってウェイトはかなり違うけれども、全体としては、インターディシプリナリーなアプローチというものが重視されているという印象をうけます。

しかしながら、現代の問題を取り上げる場合に、テーマによっては、ますます専門的知識が必要になってくると思います。広い意味でのインターディシプリナリーな面と、専門的研究という面とを、アメリカ研究の中でどういうふうに取り上げていくか、こうした問題も、この講座を契機にして将来くみ上げていかなければならぬのではなかろうかと思うわけです。

編集にお当りになった川又先生もおられますので、ご意見を伺えたらと思います。

編集の方針

川又 編集の仕事に携わったということで、最初のほうで口を切らせていただくということになりました。言いわけになりますが、実はこの企画が始まりました初めのころは編集会議に出られないこともあり、藤倉教授に代わって出してもらったこともありました。それに、今日は書評をするのだということです。つまり、いわゆるレビューということですから、一部でありましてレビューの対象となるものに当事者として関わりをもった者としてはそもそもレビューをする資格に欠けているのじゃないか、とも思います。そんなことも含めて、まず言いわけから始めさせてほしいと思うのです。

私が第4巻で法律制度に関する部分を担当することになりましたいきさつにつきましては、「はしがき」に書いておきましたが、私が考え

ましたのは、こういう『総合研究アメリカ』の企画の中に法律あるいは法律制度の部門からどのような形で関与していけるか、ということであつたわけです。と申しますのは、良きにつけ悪きにつけ、ともかく法律はかなり専門的なものとして扱われている傾向がありまして、アメリカの大学でも、ロー・スクールやメディカル・スクールやディヴィニティ・スクールは他の分野とは少し違った専門家集団のような取り扱いを受けているように思われるほどなのです。もちろん、アメリカが現在かかえている問題をいろいろな角度から解明しようという観点からすれば、当然、そこに法律制度の面からの解明もなければならぬわけですが、法律を専攻していない人達を読まれることを考えると、どういう形で入ったらいいのかということで少し困つたわけです。

結局、標題は『平等と正義』という、いささかフラッシーというか派手なものになりました。このような標題をつけたのは、ひとつには第5巻の経済の部門は『経済生活』ということになりましたけれども、最初からの基本方針とまではいかないにしても各巻の標題は「何々と何々」という形になるようにしようという話がありまして、第4巻においてもそういう方向で標題を考えたとということがあります。

たしかに、ちょっと派手な標題ですが、これも「はしがき」の中に書いておきましたように、『平等と正義』という標題をつけたことには、それなりに私としては何とか理由がつけられるのではないかと考えています。大上段にふりかぶって言うのはいささか恥ずかしいのですが、それは、法とは何ぞやとか法律制度とは何かというような形で問題が出てきますと、大ざっぱに言って、それは実質的な意味での正義の実現の手段ないし仕組だということに、考えることができるのではないかということなのです。

「はしがき」に書いておきましたように、このごろ、アメリカではロー・スクールへ行く学生が増えたようです。その理由としては、たとえば他の分野で Ph. D. を取りましても、近頃

は大学や学生の数の増え方も鈍っているようで、適当なカレッジでの教職がなかなか見つからないということもある。あるいは、日本流に言うところの宮仕えをきらってセルフ・エンプロイドになりたいという気持がアメリカでも若い人達の間にも強くなってきたということもある。それに加えて、そこにはいろいろな価値判断やあるいは批判もあると思いますけれども、最近のネーダース・レーダースや一群の若い公益弁護士の活動、さらには環境保全の問題等における法律家の役割についていえるように、法というものを正義実現の手段としてとらえようという評価が若い人達の間に出てきた。そういうわけで、ある種の正義感を持っている若者たちが、ロー・スクールへ進んで法を学び、一種の社会改革の方向に進もうということがあって、それがロー・スクールへの志願者の数を増やしているという見方があるのです。これは実は私の意見ではございませんで、この前アメリカへまいりました時にアメリカのロー・スクールの先生に聞いた話ですが、そういうふうにいわれている。これは確かに今のアメリカにおけるひとつの面が出ている話だと思うのです。

さらにまた、法といえどもいろいろな分野があるわけですが、基本的にまとめて考えるとすれば、やはりアメリカの憲法の中に現われている基本的な理念をとらえるべきではないかとも考えました。そして、その中から二本の柱を選び出すならば、平等と正義ということが挙げられる。これは具体的には、法の平等の保護を定めている平等条項とか、あるいはいわゆるデュール・プロセス条項の適用という形で具体化されてきたわけですが、内容的には時代により流動的で、時には社会のあるべき方向だと考えられている方向とは逆行したこともなかったわけではありません。しかし全体を通じて見るならば、この二つの理念を表わす二つの憲法上の条項がアメリカの社会を少しでもよくしていこうという方向を指示する理念として、主に憲法の運用につき責をもつ裁判所により、ときには立法府によってとらえられてきたということもいえる

と思うのです。

私事になって恐縮ですが、実は私、全くアメリカ法を知らないで1957年に、日米法学交流計画によりましてアメリカへまいりました。今申しましたことの多くは、そこでアメリカ法を勉強している間に、私が得た感想のようなものがあります。そういうことで、藤倉教授にはとくにいろいろご意見をいただきましたが、第4巻にあるような標題のもとで、それぞれの先生方をお願いして書いていただいたわけですから。そして、『総合研究アメリカ』全7巻として出来上がったところを見ますと、この第4巻は全体の中でそう座りは悪くないのではないかと考えております。

ただ、法律制度の面から申しますと、もっととらえなければならぬような問題が取り上げられていないんじゃないか、というようなご批判もあるかもしれません。たとえば、日本でも現在、問題になっておりますような企業の社会的責任というようなことについても取り上げるべきだといわれるかもしれません。これはアメリカではご存知のように、すでに戦前のバリーやミーンズの研究以来ずっと問題になってきているところなんです。日本でもここ数年来、いろいろな角度から論議され数回の商法の改正の際に国会での付帯決議にもこの点について次の改正では考慮しろというようなこともありまして、問題になっております。

それはまた具体的には独禁法の問題にもつながりますし、日本の独禁法自体、アメリカの独禁法を受け入れたものですから、そういう面についてもほとんど書かれてないんじゃないか、というようなご批判もあるかもしれません。もっとも、北川教授に書いてもらいました消費者保護のところ少し触れられてはおりますが、それ自体一つの独立の問題としてとらえてもいいんじゃないかということもあると思います。しかし、紙面の関係もございませんで、全体としてある程度まとまりをもってということになれば、割愛せざるを得なかったのであります。

司会 今もお名前が何回も出ておりましたけ

れども、藤倉先生、全体の企画とか1読者ということで、何か付け加えていただくことができましたらお願いします。

藤倉 私は執筆者のお陰で全巻1セットいただきましたので、それを一人の読者としてパラパラと拾い読みをして非常に楽しい思いをしております。そこで一読者としての立場から少しコメントしてみたいと思うんです。

先ほど、大下さんもおっしゃいましたように、いろんな項目についてこれだけの執筆者が総合研究ということで、まさにアメリカのいろんな側面を取り上げているわけです。こういう企画で7巻そろいましたものの情報量というものは、そうとう大きいと思います。読者としては、その中から自分の問題とか関心に応じて読みたいところを自由にピックアップして読んでいくということで、非常におもしろいアメリカ理解が自分で組み立てられるのではないかと考えるわけです。

人種のルツボ？

たとえば、私の関心を持っていることを少し申しますと、アメリカの社会についての事象で非常に単純な図式で整理すれば、今までのアメリカというのは人種のルツボであるということで、どんな人種が入っていてもそこでアメリカ化されて一つのものが出来上がる、というような見方が強かった。しかし、どうもアメリカの社会を見ておきますと、近ごろ、それが本当だろうかと思える。むしろ、ルツボというのはもう神話になってしまっていると感じるんです。

例をとりますと、黒人と白人の間で住む所から教育から、いろんな点で分化が激しい。住んでいるコミュニティも違うし、そこでの生活意識も違うし、価値も違うということが言えるかと思えます。しかも白人のほうは、一般的に申しまして緑の多い郊外の環境のいいコミュニティに住んでいて、黒人のほうは非常に環境の悪い都市に取り残されていく。

こういう現象が年を追ってひどくなっていっ

ているような気がいたしまして、こういう傾向が進めばいったいどうなるんだろうかという一つの恐れを抱いて、この問題に興味があるわけです。そういう興味を持っております上から、この講座をずっと見ておきますと、いろんな章でこれは読みたい、これも読みたいというのがずいぶん出てまいります。

それぞれ専門の立場から、また違った関心で書かれておりますけれども、そういう違った視点なり違った分析、あるいは問題への取り組み方というのを自分なりに拾っていらっしゃると、案外おもしろい材料がいろいろ出てまいりました。それを自分なりに組み立てて、今度は自分のアメリカ理解の一つの見方がそこで出てくる。

これが、執筆の一人して講座1セットをいただいて、それを拾い読みして感じてきた点でして、こういう企画のよさはやはりそういうところにあるのではないかと思います。こういう講座がなければ、およそ関連があるとも思わないようなこと、あるいはおよそ目に触れなかっただろうような問題の取り上げ方なり章があります。

いくつかの例をあげてみたいと思います。たとえば、黒人と白人の住む所が違い、環境に大きな差があるという問題がどうなるか、といのこを考える上では、「アメリカにおける死亡と環境」という章がありまして、これもいろんな統計を使って、死亡のパターンがどうかということが論じられております。

こういう見方があるということを一方で読んで上で、さらに違った章から、たとえば「都市問題」とか、あるいは「万人のための教育」の夢と逆説」とか、もちろん、人種については「差別と統合」、環境問題については「エネルギー問題」がどうなるか、「都市化・工業化と水資源開発」がどうなるか、というような章を併せて読んでいく。そうしますと、自分なりの組み立て方で一つのアメリカ社会への理解がそこに出てくるところに、非常なおもしろさと楽しさを覚えたわけです。

司会 今も黒人と白人の環境の違いという、なかなかおもしろいご感想をいただきましたが、全7巻を通じて、60年代から70年代へ入ってくるところでアメリカでずいぶん大きな変化が起こっている、という現実のとらえ方をだいたいなさっていますね。

そういう面におきまして、安武先生、「移民の渡米と融合」という章を書いているらしいんですが、60年代、70年代で違いがやはりございますか。

移民の問題

安武 自分の書いたものをどうこうするというのもおかしいことですが、移民の問題を考える場合には非常に大きいと思います。法制的面で65年のジョンソンの時の移民法で、19世紀末以来の移民法における人種差別の原則が完全に崩れるという、その点だけから見ても非常に大きな出来事だったんだろうと思います。

これはちょっと言いわけになるんですけども、私は西洋史の出身ですし、しかもアメリカと申しまして、19世紀の前半大量の移民が入ってくる前の歴史を主として勉強している者として、移民の問題というのは私自身、アメリカに行くまであまり興味がなかったわけです。

ところが、アメリカに行って、たまたまニューヨークに住んでいました。そして、資本だとか労働だとかいう抽象的な概念での社会の分析をやっていたのでは、少なくともそれだけではアメリカの社会は理解できないのではないかと、ということを感じながら、毎日、スラムの横に住んでいたんです。

そういう感じを持って帰ってきたら、猿谷先生に、書けと言われて、帰ってきてから移民の勉強を始めたというようなことで、この問題についてはあまりしゃべる資格はないわけです。ですから、この章を書くことによって勉強させてもらったし、書いてからやっとほかの方の書かれたものを見て、少しそういうのがわかるというような状況だったんです。主として第1巻あたりを読んでみますと、アメリカだけの問題

ではなくてラテン・アメリカとかカナダなどまで含めてアメリカの移民問題を考えていかなければならない、という編集のされ方をされておりますので、私自身も非常に勉強になりました。

日本のような非常にホモジーニアスな国から行った人間にとっては、移民で入ってきている人たちの違いという点がショックだったものですから、どうしても違いのほうが目につく。それが最近、黒人の公民権運動などが起ってきて、なおさら前面に出てくるようになっている。そういう側面に私自身はとらわれがちだったんです。

違いを持ちながら同時にそれが統合されているのはなぜか、そういう観点からほかの方が書かれたものを読んで、私自身の知識を補完させてもらった、というような感想を持っております。

それに、私が初めてアメリカに行ったのは70年代なものですから、60年代以前にアメリカに行かれた方と違いまして、以前のアメリカがどうであったかということは実感としてよくわからないわけです。それで、とにかくいろんな人種・民族がどうにも統合できなくなっているという現状だけをみて来たのではないかと思っています。

その点、私はちょっと偏った見方をしていたんじゃないか。むしろ、そういう多様性にもかかわらず、少なくともとにかく統合してきたということの意味を、この巻を読みながらもう一度考え直さなければならないと感じています。

司会 大下先生の「アメリカ思想の特質」でも論じていらっしゃいますが、今まで、どちらかと言えば複雑から単純へ向かっていったものが、最近の思想を見ていくと、必ずしも今までの動きと同じものが見られらい。これは、第6巻の『思想と文化』のほかの方のご指摘のところにもずいぶんたくさん出てきております。

アメリカの多様化

大下先生は50年代にもアメリカに行っておら

れたわけですが、その間の違いはどんなものでしょうか。

大下 難しい問題ですけども、私が論文を書きました第6巻の『思想と文化』の巻だけではなしに全体の企画から言て、1970年代という今の時点にこの企画がなされたということに、意味があると思います。

アメリカは50年代などよりも、一見、非常に多様化しているわけです。50年代当時は、アメリカとはこんなものであろうかという、一定のイメージが、日本人にありました。ある人はこれは資本主義の悪いところが出ているとか、ある人は健全なアメリカ民主主義のあらわれであるとか、それぞれ見方は違ったにしても、だいたい同じものに対する認識というものがあつたんだらうと思うのです。

ところが、60年代を経て70年代に入ってくると、アメリカのイメージがばらばらになってしまった。そして、みんなが、これからのアメリカはどうなっていくんだという問題にぶっかるわけです。おそらくどの執筆者も、その辺のところを考えるのに、非常に困られたらうと思うわけです。ところが、混乱の中に今のアメリカを見ていこう、そして自分のテーマを、アメリカ全体の姿の中でどうにかしてとらえていこうという意識があつて、それがかえって、図らずもこの企画全体への統一を与えることになつたのではないか。そういう意味で、この計画は時を得ていたといえるだらうと思います。

私は大きな題を当てがわれて、非常に不十分なものしか書けませんでした。書きながら痛感したことは、どんな問題をとらえてみても、アメリカ全体のさまざまな局面に結びついているということです。実際、一つの黒人の問題を考えるにしても、貧困、生活環境、法律など、いろんなつながりを考えないと、小さなことででもわからない。思想の問題でも、それを私が書いたか書かないかは別の問題として、移り変わっていく人種問題、法律の問題、あるいは企業の責任、住民運動といった多くの問題を、どこか頭の中に置いておかないと、現在のアメリ

カの問題は考えられない。あらゆることが崩れてきているから、それらが全部ぶつかり合っているという状況が、今日のアメリカにあるということですね。

抽象的になりますけれども、さっき司会者のご質問に多少お答えすると、非常に多様なアメリカというものがあつて、それらが全体の中で、たとえ逆説や矛盾を含んでいても、許容されていくかどうかに、アメリカの今日と将来を見ていかななくてはならないという気がします。

司会 岩野先生、ご専門の立場からいかがでしょうか。

岩野 私が今まで考えてきたことがちょうど議論の対象になってきているように思われますので、その点に関連して述べさせていただきます。

まず一つは、これは皆さん方のコンセンサスではないかと思うのですが、この巻建てがつくられたころというのは、アメリカの中で多様性・多面性というものが大きく出てきた時期だったというお話を、今、伺ったわけです。

全く個人的な感覚ですが、少なくとも50年代、あるいは60年代の初めごろまでと言ってもいいんでしょうけれども、そのころまではたとえばデモクラシーというようなことで考えましても、それが一元的に肯定的に捉えられていた。つまり私は終戦の年に小学校1年生になって、いわばGHQのもとでの新しい学校教育を自分の中に具現化して育ってきたような立場にあるわけでした。そういう立場から見ますと、アメリカというものがわれわれにとって到達するべき一つの目標点としてとらえられていた面があつた。

ところが、第2次大戦後のアメリカの世界支配体制の中における位置づけは、パクス・アメリカーナというような言い方、あるいは二大陣営の対立、冷戦構造という枠組みの中でとらえてみますと、どうもそれが60年代に入り世界史の中で大きく変化しており、この対外的変化の時期と、アメリカの中での内面的な多様化の時期とが重なって出てくる。そしてこの多様性の

中にはこれまでわれわれが手本にしようと思っ
てきたい意味での多様性ばかりではないもの
もみられるのではないかと考えています。

いずれにせよ先ほど、大下先生がおっしゃい
ましたように、アメリカの中で今、非常に多様
性が示されております。デモクラシーの面でも
やはり同じように、多様性が出てきているので
はないか、と思われます。

つまり、かってわれわれがアメリカの勉強を
した時には、ジェファソニアン・デモクラシー
あるいはリンカーンの言っているデモクラシー
という、それなりに一つのまとまったアイデ
アルとしての理念というものがそこにあった。
ところが、どうもそういったものだけではカバ
ーしきれないような面が現在のアメリカの中に
あって、しかも存在価値が認められているとい
うような側面も十分あるのではないかという気
がします。

そのようなことから考えてみますと、アメリ
カの内政上の大きな変化というものをとらえて
みて、50年代、あるいは60年代の初めぐら
いまでですと、アメリカ・デモクラシーの中
の平等化の促進を考えてみますと、たとえ
ば黒人問題に関しては54年の判決が画期的
な判決であり、あとはそれが徐々に伸びてい
く姿だけだ、というような形でとらえておけ
ば、それでよかったです。

しかしながら、一方、ニュー・ディール体制
以後の権力のあり方、そしてその権力の腐敗、
権力の硬直化に伴うベトナム戦争の失敗とい
うような問題をとらえてみますと、アメリカ
ン・デモクラシーそのものの中に、かつて手
本にすべき姿というようなものだけを追っ
ていた見方に代わるべき新しい見方という
ものが必ず必要になってくるのではないか。

その新しい見方というものは、古いアメリ
カの中にすでにありながら、あまり気がつ
いていなかった側面としてとらえることも
可能だと思います。つまり、アメリカの多
様性問題を、もう少し新しい視野から考
え直していかなければいけないのでは
ないか、そんな感じを持ちまし

た。

大下 岩野さんがおっしゃったことと関連し
て、先ほど私がいったことを補足させてい
たきます。アメリカというものが非常に
変わりつつある、そして、そこには非
常に多様性がある。この点では多くの
人に共通の認識があるといえるので
しょう。この認識から見てみると、
急に新しいものがアメリカに出てきた
のではなしに、前からいろいろなもの
があったので、それを掘り起こして
みないとアメリカは理解できないとい
うことになります。こういう動きが
70年代のアメリカに盛んになって
いるわけです。

たとえば、『思想と文化』の巻に「国民性
としての暴力」というテーマが入って
います。これは編者の大橋健三郎先生
が「まえがき」でおっしゃっていま
すが、今日、暴力が非常にあるとい
うことでとりあげただけではなくて、
今の問題からアメリカの性格を見
なおそうということですね。そうす
ると、アメリカ社会というのは、ず
っと、ものすごい暴力的な側面を持
った国であるということが掘り出さ
れてきます。

私が扱った思想の特質に関していま
すと、今日のアメリカは激動期とい
うことですが、アメリカ人というの
は初めから、「今の世の中は激動し
ているんだ」、「変わりつつあるんだ
」といっている。植民地のピューリ
タンが大声で叫んだものもこれです。
そういう意味で、体制というものは
ずっと続いた国でありながら、ア
メリカ人というものは絶えず、社
会が現在、大きく変わりつつあると
、考えてきた国民といえる。この
ように今の多様性をふまえながら、
それぞれの論文が何らかの意味で、
アメリカの伝統をもう一度新しく
再認識しようとしていることがい
えるのではないかと思います。

岩野 今の大下先生のお話を敷衍ふえんさせて、ち
ょっと付け加えさせていただきますと、
たとえば抽象的にアメリカを論じる
時に、われわれはよく、アメリカの
国是であるとして“多様の中の統
一”ということ引用するわけです。

しかし、どうも現在のアメリカの側
面を多面的な、あるいは変化が多い
という形でとらえて

いるにもかかわらず、これまでは先ほどの話に出た言葉でいうならば、フロンティアであるとか、ピューリタニズムであるとかいうような何か一つの概念で、これを当てはめるとアメリカが全部わかってしまうという、ある意味では統一見解というものをわりと重視してながめてきたのではないか。

ここでもう一度考え直してみるならば、現在の多面性が許容されている歴史というものは、決して突然そういう形で出てきたのではなくて、やはり古い昔から多様性・多面性というものがいろんな形で認められてきている。ですから、統一の側面も非常に重要でしょうけれども、多様性の側面というものの歴史をもう少しながめてみることによって、現在のいろいろな、あるいは相反するような議論の存在も包み込むアメリカの歴史の流れというものが、見直されてもいいんじゃないかという気がいたします。

司会 そういう面で、どなたでも結構ですがご発言いただけますか。

川又 こういう『総合研究アメリカ』といったようなものを出すには、建国200年ということとを別にしても、タイミングとして非常に時期がよかったと思うんです。つまり、60年代がアメリカにおいて、私の乏しい知識におきまして非常に大きな揺れ動きがあった。いわば激動の時代だったといってもいいだろうと思うからです。

その時代を経て70年代へ入ってきたところでこの企画がでた。したがって、お書きになった方々や編集に携わった者も含めまして、そういう時代的なものを考えてこれを書かざるを得なかったということは、非常に意味があるのではないかと思います。

仮にこれから後、10年たって、アメリカ研究をやろうという若い人がこの本を読んだ時に、どんな感じを持つかということを考えてみますと、この本の中に皆んがお書きになったことは10年後に見ると、「さすが」ということもあるんじやないか、あるいは「なんだ」ということもあるんじゃないか、という気が実はするわけです。

というのは、先ほども出ていましたように、50年代の戦後の時代にはアメリカがそれなりの一つのまとまりを持って、一つの方向で動き得たものが、国際的な緊張とかいろいろなことがあったと思いますけれども、60年代に入ると、あるいは中からの要因で、あるいは外からの要因で、そうは動けなくなった。そして、多様性と申しますか、そういうところでいろんな問題が爆発した。

多様性と法律

たとえば、法律のほうに話をもう一度引き戻してみますと、皮切りになりましたのは50年代の中ごろからですが、左翼運動に対する取締法の適用の問題だとか、さらには54年からの一連の黒人問題についての最高裁の判決等を契機として、伝統的なのか古典的なのかといういわゆる司法の中立あるいは裁判所の中立性といったものをそれまでのように維持するのが困難な状況が出てきたといえると思います。

さらに60年代に入りますと、裁判所は、選挙区割りの問題のように、従来、アメリカの裁判所としても非常に消極的であったような問題に取り組みざるを得なくなった。それは当然、裁判所として政策決定を行わなければいけないようなことになってきたということです。

さらに60年代が進んでまいりますと、環境保護問題、消費者保護の問題というようなことが次々と出てまいりました。議会のフロアで議論をしたならば容易に結論のでないような問題が、見方によれば議会もサボっている、行政もサボっているというような面もありまして、結局、裁判所に持ち込まれて、とにかく裁判所が解決をしなければならなくなった。

そこで、ウォーレン・コートと呼ばれるものなど、ひとつの観点からすればすばらしい働きをしたし、別の観点からすればとんでもないことをやった裁判所だということにもなるでしょうが。この辺のところは第4巻の最終章で田中教授がみごとに描いてくれておりますけれども、そういう事情を踏まえて、第4巻の執筆をされ

た人たちも考えなければならなかったし、ほかの部門でもそうだろうと思うのです。

そういう意味で、建国200年というのはただ200年というだけではなく、このような企画をするのに実に適当な時期であった。それは、200年だから記念すべきなのではなくて、60年代という時代を終えたということで非常におもしろい企画になったし、あと10年たってみればいろんな評価がされるでしょうけれども、しかしこしばらくは、そうとう啓蒙的な効果も持ち得るんじゃないかという気さえしております。

司会 啓蒙的とかインフォメーションが豊富であるということに関しましては、これだけ広範囲いろんなディシプリンが一つのまとまったものとしてカバーされているということで、ほかの国を研究しておられる方々のこういう企画があったとしても、ちょっとないんじゃないかと思われるほど広範囲ですね。

住民の意識

今の川又先生のお話と関連するんですが、岩瀬先生、住民の意識というような面から、今までの単一的な考え方ではもう支えきれなくなってきたような社会の動きはいかがですか。

岩瀬 先ほど、岩野先生がおっしゃった点にもう少し引きつけて考えてみますと、ずっと支配し続けてきた、いわゆるニュー・ディール体制が、政治の分野でも経済の分野でも行き詰まってしまって、現在、70年代に入って、それを打ち破るためのさまざまな努力がいろんな分野で行われているわけです。

川又先生がいわれたように、おそらくは法律の世界というのが変化の最先端を行っており、経済や政治の世界が、むしろ社会の変化に遅れをとっているんじゃないか、という印象を持っています。

たとえば、住民の意識というようなものを選挙ということで考えてみますと、たしかに非常に大きな意識の変化というものが投票行動なんかで出てきていることは間違いないと思います。

ただ、どちらへ向かっているかという方向性というものがまだ定かではありません。むしろ今、アメリカが置かれている出口を探し求めている姿そのものが、このアメリカ研究の中にそのまま反映されているという感じが非常に強いんですね。

外国人としての観点

安武 今、方向がわからないということがありましたが、とくに外国人にとっては非常にわからないところが多いわけです。

この企画全体を見て、こういう点もあるいは加わっていたほうがいいんじゃないかということを感じるのには、アメリカにないものというのか、中国とかソ連に比べてこれがないというようなことは、直接的にアメリカを理解する上でどれだけ有効か知りませんが、少なくとも先進資本主義国にあるもので、なぜアメリカにないのかというような問題が、もう少し考えられてよかったんじゃないかという気もするわけです。

たとえば政治などでも、レーニンの意味ではないにしても、何らかの意味において広い意味での階級政党みたいなものが各国にある。ところがアメリカにおいては、20世紀初頭にはそういう政党がかなり強かったこともあるけれども、今日は政党はたくさんあるそうですが、実質的には機能していない。

外国人が見る場合には、やはりその観点ももう少しあったほうがよかったのではないかな。一つの考え方は、他の先進資本主義国でも実質的にはもう階級政党がなくなりつつあるんだというような見方もあろうかと思えますけれども、とにかく今日までのところは、そういうふうにしてよそにはあるものがアメリカにはない。そういった問題が、どこかで一つまとめて論じられてよかったんじゃないか。アメリカにおけるたとえば階級というものがどういうものなのかということも、もう少し歴史的に考えられてよかったんじゃないかというような気がするんですね。

司会 階級という問題はおそらく含まれてなかったと思うんですが、岩野先生、第7巻の「アメリカと世界」という中からアメリカを見直されて、ご感想はいかがですか。

岩野 どうも不勉強で、第7巻に関しては私の乏しい守備範囲を越える論文が多く、勉強させていただいたとしか申し上げられません。それから階級の問題に関しましても、今、安武先生がおっしゃったような形で、たとえばほかの先進工業国にありながらアメリカにないものをとらえることによって、よりよくアメリカがわかるということは非常に大事な側面であると思うんです。

しかし、何をないものとして、なぜそれがアメリカにないか、そして、ないものとして何を選択するかによって、この問題は大きく意見が変わってくるでしょうし、見方が変わってくると思います。

司会 田口先生、第5巻『経済生活』を総括的にお話していただきまして、一応そのあたりで全般的なお話のほうを終わり、個々のものに入っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

『経済生活』の位置づくり

田口 経済というのは、文化とか思想とか、あるいは法律、政治というものに非常に密接な関係を持っているはずの分野だと思います。アルフレッド・マーシャルも人間の歴史の中で、宗教や芸術が非常に盛大な花を咲かせた時期があったけれども、しかし人類に一貫して非常に大きく影響してきたのは経済だ、というような意味のことをいっております。

しかし、経済問題というものをこういうシリーズの中で取り扱います場合は非常に難しい、何か一つだけ浮き上がったようなことになるというくらいが強いのではないか、という気がいたします。

ほかの巻と結びつきにくいという一つの理由は、経済学者が独特の非常にむづかしい専門用語を使うので、それが常識語とうまく結びつか

ないという点にあると思います。それからもう一つは経済のロジックが本来日常生活の中のロジックを体系づけたものであるにもかかわらず、日常使われる他の物の考え方からするとなじみにくく、一種のアレルギーをおこしやすいという面があるわけです。もう一は、アメリカとの関係についてとくにそうですが、わが国における欧米の経済に関する情報過多が、かえって正しい理解をさまたげているという面があるということです。実に事細かなまことまで、毎日の新聞あるいは週刊誌、総合雑誌に報道され報告される。ところが断片的情報の山積だけがあってその問題がアメリカの経済問題あるいは経済生活の中で、どういう位置に位しているのかということについての正しい説明なり解釈なりというものがきわめて少ないということです。

最近の問題にいたしましても、日米間の貿易に関する危機の問題について、日本側とアメリカ側とに非常に大きな理解の食い違いが存在する。それは情報不足による誤解によるというより、情報の解釈の仕方の相違とか考え方の相違、さらには両者それぞれが相手国に対していただいている一種の先入観によることが多いように思えます。

日本側だけを考えますと、これだけ豊富な情報を持っている政界・官界が、実に奇妙な対応のしかたをして、日本だけが世界の中で孤立した動き方をするというようなことが起こるわけです。そういう非常に豊富な、あるいははんらんしている情報を、全体の中の正しい位置に位置づけてやる必要があります。ちょうどジグソー・パズルのようなもので、たくさん切れはしをうまくつなぎあわせて一つの大きな絵を描き出すのに似ているといえるでしょう。

そういう点からしますと、こういう『総合研究アメリカ』というシリーズの中に経済問題が加えられるということは、非常に有意義なことであったと思います。それが経済の専門外の人々にとって、また、いわゆる経済の専門家にとっても、全体のアメリカの中で経済問題がどう

いう位置を占めているかということの理解を助けるのに、ある程度、貢献する面があったのではないのでしょうか。しかし、果たしてそれが実際に成功しているかどうかということになりますと、いささか疑問がないでもないという気はします。

どの執筆者もアメリカ研究について多少ともかかわりがおありになる、あるいは非常に深いかかわりがおありになる方であって、意識されるとされないにかかわらず、多かれ少なかれ、単なる専門的取り扱いだけでなしに、広いアメリカ研究のバックグラウンドの中でのつながりをつけようという努力をしておられるように思います。

私はこの中のたった一つの論文を書いただけで、編者の榊原教授がどういう意図を持って第5巻を編さんされたかということについては伺っておりませんので、この巻全体の構想なり第5巻が全巻の中で占める位置というものについては、何も承知していないわけです。

問題の取扱い方としては、アメリカ経済生活全体を取り扱うか、あるいはその中で今、緊急に問題になっているような福祉とか公害といった問題をねらい撃ちで取り上げるか、あるいは日本で関心を持っているアメリカの問題を取り上げるか、いろんな取扱い方があると思います。ここでは、経済生活全体をつかまえようということで、ある意味ではちょっとぬるま湯的な問題の取扱いになっているきらいもないではない、という気がいたします。

第5巻全体の性格について榊原教授はこの本の「はしがき」で、「これはアメリカ経済のサーベイではない。むしろアメリカ経済のいくつかの側面といくつかの問題を取り上げて、アメリカ人がそれをどう考え、それにどう対処したか、どう対処しようとしているかを分析したものである」というふうに書いておられます。

それは、ある意味では個々の執筆者の意図を尊重されたということにもなるし、ある意味ではあまりまとまった方針で貫かれていないというような気がしないでもありません。

個々の論文は大きく分けると、経済の仕組みを取り扱ったものと人間の生活を取り扱ったものと、二つのグループに分けられると思うんです。そして経済の普遍的なものに対してアメリカに独得なものを引き出そうとしているわけです。

経済の場合、一つはアメリカだけではなくに先進国、あるいは近代社会に共通している経済的な論理というものがああります。もう一つは、それぞれの国に独自の経済的価値の問題があります。

榊原教授は、一般的な経済的論理というのは各国共通だけれども、アメリカの独特のものというのはアメリカのアメリカ的な経済的価値というものにある。そして、これから先どうなるかという点についてはアメリカは新しい経済的価値を模索している、というとらえ方をしておられるように思えます。

経済世界全体についての将来の展望ということになりますと、世界の経済全体が新しい経済秩序を模索しているということ、各国とも新しい経済価値を模索しているということ、さらに言うならば、われわれは今まで、一般的な経済社会のロジックが存在するというふうと考えてきたけれども、その普遍的ロジックそのものがもういっぺん問い直されて、新しいロジックを皆が模索しているということになるのではないかと思います。

大下 この巻の経済を扱った論文は読みやすいといえますか、とに角、読もうとすれば、私にも、いくつかおもしろいところを発見しながら読んでいけるものが多くありますね。これは執筆者が苦勞されたからでしょうが、数式などもあまりなくて非常にありがたいと思っていくつか読ませていただきました。

それと、われわれの生活がある程度、アメリカと近くなった。ある面ではアメリカよりすすんでいるところもでてきたので、日本と比較しながら、実感を持って読めますね。これは、他の巻で扱っているテーマでも、同じようなことが言えると思います。アメリカのことは、全然

違う世界の話だという感じが、生活感情としてなくなったのですね。

田口 労働の話なんか、具体的な例があっておもしろいですね。上手にわかりやすく書いておられて、私が読んでも非常におもしろかったです。

正義とアメリカ法を めぐる現代の問題

司会 釜田先生、公法の立場も含めて第4巻についてお願いいたします。

釜田 第4巻につきましたて感じました点を少し述べさせていただきます。

タイトルは『平等と正義』ということですが、私がこの巻を読ませていただいた時、まず感じたことは、この巻の内容は平等と正義という二つの言葉によってよりも、むしろ広い意味での正義という言葉によってのみ表わした方が似合っているのではないかということです。広い意味での正義という断面でアメリカ法をめぐる現代の問題を切断されて、その面に光を当ててアメリカ法の最も特徴を持つと言われているところを明らかにしようとされたのではないかと思います。先程来、川又先生の編者とされての編集方針を伺いまして、尚一層、私が最初に読んだ時のこの印象が間違いではなかったという感を強くしているわけです。

このような形で各論文を位置づけていきますと案外すっきりと分析できるような気が致します。このことは、登場してきます各論文が裏付けているわけですし、一つは正義という問題を平等の面から扱った藤倉先生の論文があります。もう一つは、適正手続きの面から正義論を追究していく畑教授の適正手続きをめぐる論文と、第6にあります鈴木教授の「刑事裁判と人権保障」、それに広い意味での適正手続き論と関係してきますのが佐藤教授の「表現の自由」と言えるのではないかと思います。

それから、3番目に生存に関わる事項の面から正義問題を扱ったものが、第7と8の消費者保護と環境保護の問題ではないかと思うんです。

この3番目の問題は最も新しい問題であって、現代の正義をめぐる問題に関連するという意図があったのではないかと思います。

この巻は10編の論文から成り立っておりますが、これら論文の相互の関連に目を向けてみたいと思います。この巻はまず正義の問題を扱う前提として必要な前提知識を、三つの論文を通じて読者に与えてくれます。第1番目に編者である川又先生は、「アメリカ法の構造」というタイトルで論文をお書きになっておられますが、そこでは日本法というものを念頭に置かれまして、大陸法と英米法を比較するという比較法の視点から、まずアメリカ法の特徴を位置づけようとされています。その中で、まず大陸法との関係で英米法の特徴を位置づけ、その次に英米法といわれるゆえん、英米の法律におけるつながりというものを明快に分析されるわけです。そしてその上でアメリカ法独自の特徴といわれるものを明らかにされます。そのアメリカ法独自の特徴の中心的なものとしまして、アメリカには連邦法と州法が存在するという点を強調されるわけです。

これと関連させて読まなければならない論文は、第9番目の村松教授の「地方自治」という論文です。これは巻の体裁としましては川又教授に続いて2番目に入れたほうがよかったですのではないかと思うんです。アメリカ法の問題を理解するためには、その前提としまして、アメリカの統治構造の特殊性というものをどうしても理解しておく必要があるからです。アメリカの統治構造は連邦と州、州の下にもう一つ、地方自治体という、いわば三重構造をとっているということをまず、はっきりさせておかないと、アメリカ法のいろいろな問題について、単一国に住んでいる日本人は誤解しがちな面があります。そういう点で、第1編の川又教授の「アメリカ法の構造」と村松教授の「地方自治」は併せて読みますと、その特徴点を十二分に読者は理解できるということです。

3番目には、そういう正義論を論ずる場合に、編者の川又先生もおっしゃいましたように、ア

アメリカにおいては裁判所の役割というものを無視できない。裁判所が国家の機関の中でこのように前面に出てくる理由は、憲法にあるわけです。すなわち、アメリカは憲法典を採択して、それを最高規範とした。そして、その最高規範に抵触する下位の法体系あるいは国家の行為が憲法に反した場合は無効であるということ、アメリカ憲法が初めて明記した。その次に、無効であるということの最終的宣告権を裁判所に与えた。そういう憲法構造をとったことから、アメリカの裁判所というものが国家の他の機関と比較しまして、アメリカにおいては脚光を浴びるに至るわけです。これは司法審査制度といえますか、違憲立法の審査制と言われているものでして、畑教授の論文がその間のことをたいへん詳しく紹介されておられます。

これらの3編の論文がまず、正義論を論ずる前提として読まれねばならない。これがなければ、以下にあがってくる論文での争点が明確になってこないという関係にある、と私は思ったわけです。

そこで、そういうものを前提としまして、実際の正義の問題が三つの面から扱われます。第1番目には藤倉教授が、これを修正14条の中に登場します平等条項の角度から扱われるわけです。ここでは、とくに教育の問題との関係で平等条項に光を当てられるわけですが、その中で何がいちばん特徴があるかといいますと、結局、裁判所は憲法解釈を通しまして、いろいろな政策形成を行なうという役割を果しているということです。その政策形成を行うという面が、平等条項との関係でここで展開されていくわけですが、決して裁判所の判断が他の国家機関の判断よりも常に勝っていたということではないことが、この論文からよくわかります。時代によりまして、他の機関よりたいへん遅れた判断を裁判所が示す場合、また逆に進んだ判断を示す場合とがあります。60年代に裁判所が画期的な判断を出したということも、こと平等条項との関係で見ますと、この画期的判決とされるものが生れてくる背後には、実際には裁判所が、19

世紀に議会が示した一定の政策判断を後退させるような判断を示したことに原因があるわけです。ですから、60年代に裁判所が突然、画期的な判断を出したというよりは、自分の示してきた軌道を修正したのだという方が、法的に言えば正確な表現ではないかと思うのです。そういう面がこの藤倉教授の論文中にはよく現われてくるわけです。

そういう憲法解釈を通しまして政策形成をする場合の裁判所の機能という面が、次の適正手続きの問題分野でもよく現われてきます。畑教授の第3番目の論文の中でも、裁判所が適正の概念というものをいかに柔軟に解し、それにより裁判所はある時は議会の判断よりも後退するような機能を果たし、またある時は議会の判断を修正しもっと進んだ政策を示すという機能を果たすという面が、適正手続き一般、とくに財産権の保障という問題との関係でここで詳しく紹介されるわけです。この適正手続きとの関係で、これを刑事裁判の手続きをどうするかということは憲法上、大枠が示されているだけでして、事細かな具体的な規定はいっさい設けられていないわけです。それぞれの裁判所は、憲法の解釈ということを通じまして実際に具体化を行うわけですが、その具体化を行う過程におきましてもいろいろな揺れがあるわけで、そういう点はここでもよく出てきます。同じことは、適正手続の実体的正義の面の代表例としての「表現の自由」の分野を扱った佐藤教授の論文の中にも出ております。裁判所の表現の自由に対する判断というものが、時代によっていかに揺れ動いたか、対外的安全の確保とか品性のある社会の実現という一方の価値と表現の自由という価値の両極端の間を裁判所が行ったり来たりしている、という面が年代を追って詳細に論じられています。

ですから、第3編から6編に至る4本の論文の中では、いわゆる裁判所の法創造的な機能といえますか、司法立法といわれるまでに至った積極的な活動が実際に果たす機能というものが、非常によく浮き彫りにされてきます。それは常

に裁判所対他の国家機関、とくに議会との間の対立という形で、そういう問題がずっと押し進められてくるわけです。ですから、対立の中からあるべき姿がどういうものであるかということが模索されていく過程が、この4編の中によく出てきます。

次の第7と第8の論文ですが、消費者保護を扱われました北川教授の論文と、環境保護を扱われた谷口教授の論文です。ここでも、たしかに裁判所というものも大きな働きをするんですが、それは裁判所と議会の対立という形ではなく、裁判所と議会の判断の一致という形をとるので、むしろ、議会による政策形成という側面の方が特に強く出てくるわけです。ですから、正義の実現は必ずしも裁判所によってなされているのではないということが、この両論文を読めばはっきりします。なぜかといいますと、今までが四つの論文が扱っておられた平等、適正手続、表現の自由というような分野では、伝統的に建国以来、このような自由、適正、平等という語の意味内容は、裁判所の解釈によって具体化されるということが期待されていたと思うんです。がしかし、最近起こってきました消費者保護や環境の問題となりますと、これらは建国当初に制権者が考えてもいなかった問題の一つでして、20世紀になって出てきた新しい問題ですから、その解決を実際には国家のどの機関に託すかは予定されておらず、とくに裁判所にそういう機能を期待していたということは考えられないからです。ですから、ここでは裁判所の限界というものが前面に出てきまして、むしろ主導権は議会に移ってきて、議会による正義の実現という側面が出てくるわけです。

その間の問題を、裁判所による政策形成のプラス面、マイナス面という角度から扱われたのが、最後の第10番目に出てきます田中教授の論文です。これは「平等主義と裁判の役割」というタイトルをつけておられますが、これは広義の正義の実現過程において果たす裁判所の役割という意味で使っておられると思うんです。この中で、裁判所を過大評価することの問題点

と限界ということを、的確に論じておられます。

こういう10編の論文を通じて何が判明してくるかといいますと、ここでは裁判所の万能性ということを強調しているのではないということだと私は思うんです。アメリカにおきましては、憲法の中に盛り込まれました統治原理のうちの、とくに権力の分立制だけではなくそれに加うるに、権力を権力でもって抑制するといえますか、そういう抑制均衡の原理というものが今でも非常によく機能しているといえます。結局のところ、アメリカにおける国民にとってあるべき政策の形成というものは、裁判所対議会という対立関係の中から一つは出てくる。そしていま一つは裁判所と議会の協調関係の中からつくり上げられてくる面がある。いってみれば、憲法の中にそういうものを可能ならしめる装置がすでにあっただけでして、それが今日でも作動しているということが、これらの諸論文中にはたいへんよく出ていると思うんです。

以上見てきたように、編者の川又先生が意図されました編集方針は、各論文の横の関係において十分達成されていたわけですがまた、個々の論文だけ取り出しましても、各論文はそれだけで独立している面がありまして、一つ一つはそこで扱っておられます問題についての、完結した論文とも言える面があります。先程、啓蒙という言葉が出ましたが、これはアメリカ法の現代的な諸問題を知る上での啓蒙書としましては、大変程度の高いものだということができましよう。

「第4巻への希望」

ただ、ちょっと話を変えますが、正義という面から見て扱われた問題がこれで全部であったかという問題になりますと、先ほど、川又先生も「企業の社会的責任」というような項目もあったほうがよかったんじゃないか、とおっしゃいましたように、私も、この他にたとえば行政手続きに関する論文が第6の「刑事裁判と人権保障」の次ぐらいに入っていれば、正義論を論

ずる上でより完ぺきな書物になっていたのではないかと思うんです。といいますのは、行政手続きの分野は裁判所と議会の対立という面でもある原理が発展してきた面があると同時に、議会と大統領という国家の機関がリーダーシップをとってその結果、議会と裁判所の協調を通して手続き面の原則を発展させたという面もあるので、いわゆる財産保障と適正手続や、刑事裁判と適正手続や表現の自由などは、全く違った問題を一つ展開しているような気がするからです。それがここに入っていればよかったような気がするという、これは私の希望のようなものです。

それから、もう一つ感じましたのは、一般読者がこれを読みます場合には、10編ともかなり難解な論文ばかりだと思えるので、読んでいなくても、ちょっと気を抜けない面があるということです。ですから、説明を相当付け加えないと、一般向きがしない面もかなりあると思います。欲をいいますと、出来上がりました段階で編者と各執筆者の先生方が集まられまして、こういう形の座談会か何かをもたれ、裁判所の機能なり政策形成という面から見た場合の限界とか、各問題領域においてはそれがどの点で扱われているのか、ということを図式するといえますか、何か最後にやっていただければ、読者側にはたいへん助かる案内図になっていたのではないかと思います。これをいきなり読みますと、ものすごく難解な論文ばかりでして、たしかに高度の啓蒙書なんです。一読しただけではアメリカ法の全体図をつかめるというものではないので、各先生方にだいぶ横の連絡をとっていただかないと、一般読者がいきなり読んだ時には理解しがたい面があるような気がしたわけです。一般的な感想はそういうことです。

司会 どうもありがとうございました。非常に詳しいコメントをいただきまして、こうあってほしいという希望まで入れていただき、第4巻につきましてはかなり突っ込んだコメントが出たと思っております。

『人口と人種』について

安武先生のご専門は西洋史でございますが、ご専門の立場からご覧いただきまして、第1巻『人口と人種』というところで、この論文はこうであったほうが読者にはいいだろうとか、こういうものを「人口と人種」という枠組みの中でとらえたらどうだろうか、といったご意見がございましたらお願いいたします。

安武 実は、こういう問題をどういうふうに取り扱うべきかということ自体、私自身、いまだによくわからないことが多過ぎて、注文ということはちょっと申し上げにくいんです。そこで、私自身がどういう点で勉強させてもらったか、という形でいわせていただければよろしゅうございますか。

どうしても私の関心に引き寄せて見るということになりますから、大事な論文に言及しないということになるかも知れません。あるいは、猿谷先生のようにたくさんお書きになっている方については、割愛させていただいてよろうかと思えます。

岡田泰男さんの「人口の西方移動とその実態」、これは私、非常に勉強させていただきました。これは、私の研究している時代の問題とも関係するんです。つまり、西部の問題というのはかつて、フレデリック・ジャクソン・ターナーのフロンティアこそアメリカ文明をつくり出した、という考え方が20世紀初頭に非常に強かった。その後、そういう西部だけを見ていたのではアメリカの文明というのはわからないし、アメリカ資本主義というのはわからはんだ、というような側面が非常に強調されてきたわけです。

勉強になりましたのは、私は東部のほうに関心を持っておりますので、どうしても西部のことがわからない。今度の場合は、たとえば移民などの問題を考えて書くことになったんですけども、そうしますと農村のコミュニティの形成などというものも見落としがちです。とくに西部というのは、一般に農民なんかはヨーロッ

パや東部と違っていわゆる集村方式をとってなくて、きわめて個人主義的な側面が強調されていたわけですが、そういう点を踏まえた上での西部におけるコミュニティの形成の問題など、実に興味深く読ませてもらいました。

それから、「差別と統合」の問題について書かれました米山俊直さんの論文ですけれども、特殊の少数民族その他、おもしろい事例を取り上げておられる点も興味を持ちました。われわれがアメリカの新聞などを読んでショッキングなのは、犯罪事件が起きると、今日に至ってもまずブラックかホワイトか、犯人はどうだったというふうにパッと出るわけです。おそらく日本では、こういう差別的な問題に絡まるような問題をあからさまに新聞に書くなどということは、およそ考えられないことですが、それが今日でも依然として起っている。そういう問題は、実はセンサスのとり方自体がそういうふうになっているわけです。そういうアメリカの社会全体のマイノリティの取り上げ方についての大枠というものをまず設定して、それから非常に細かい特殊なインディアンその他の問題を位置づけようという、そういう点で非常に簡潔に書かれているので勉強になりました。

次に中川文雄さんの論文に移りますが、さっきも申しましたように、少数民族問題というのは何もアメリカだけではなくて、今日ではヨーロッパでもいろいろ問題が起こっているようです。とくにカナダの問題は、アメリカとはまた非常に違った特殊な様相を呈していて、1地方ではフランス人がマジョリティをとって差別を行う。さらに、それにアングロ・サクソンとフレンチだけでなく、そのほかの移民が入ってきて民族問題がますます複雑化してくる。アメリカとはおそらく違った様相をたどるだろうけれども、移民をわりに多く受け入れる国ですから、これからも大変な問題が起こるんじゃないかということが予想されて書かれています。カナダの問題などは、日本では比較的紹介されていないので、たいへん勉強になりました。もちろん、中川さんのご専門のラテン・アメリカに

ついても、おもしろいいろんな事例を勉強しました。

それから、岡崎陽一さんの書かれました「人口政策の問題」では、私自身、不勉強で、アメリカが突如として世界の人口を減らそうと言いつ出したような印象を新聞から受けていたんです。この論文ではアメリカの中でそれがアメリカ内部の問題としてどういう形で出てきて、それがアメリカの世界政策の中に位置づけられてくるようになったかが、詳しく説明されています。広い意味での人口政策という観点からいえば、アメリカの場合は移民政策と不可分なものだろうと思いますけれども、その点はそれぞれ分担というような観点から意識的に捨象されたのかもわかりません。いずれにしろ、バース・コントロールの運動について学者の間で、あるいは政治の舞台にどういう形で出てきたかというような問題については比較的疎かったものですから、参考になりました。

『民主政と権力』

司会 なにぶん、各巻9編ないし11編、合計70編の論文がございますので、すべてをカバーすることは不可能であろうと思いますが、第3巻『民主政と権力』というところで、岩野先生、お願いいたします。

岩野 第3巻の名前が『民主政と権力』という形で、権力という面が非常に強く出ています。それは「はしがき」の中で斎藤先生が、デモクラシーといえども権力の一つのあり方なんだということについて、鋭い指摘をされておられます。

つまり、先ほども申し上げましたように、パクス・アメリカーナの時代において、まずアメリカというものはどういうものであるかということ、アメリカの研究者が行っていることを追いかけて、とにかくアメリカをとらえようということだけが目的だった時期がわれわれのなかにあったと思うんですが、もうその時期は終わっている。その終わりのきっかけを作ってくれたのが、いわばアメリカ自体の中でのデモクラシーというものに対する考え方そのもの、

つまり、デモクラシーというもののあり方自体というもの、あるいは斎藤真先生のお書きになっていらっしゃる言葉でそれをとらえるならば、アメリカン・デモクラシーの欺まん性というものをわれわれに知らせてくれるような事件が、60年代から70年代にかけていろいろと起こってきている。

斎藤真先生は巻のイントロダクションで、そういう立場からこの巻をとらえたかったのだけれども、結局、全体の統一がとれていなかった。しかし、統一がとれなかったがゆえにこそ、それぞれ個性ある論文の集まりになっている、とお書きになっていらっしゃると思います。私はこの10編の論文を、だいたい前半と後半に分けて論ずることができるのではないかと思います。つまり、第1の斎藤先生の「アメリカ革命」から天川論文の「日本占領政策」に至る5編は、西尾論文の「福祉国家と管理国家」というものは現在までの問題をも抱え込んでいるものですが、かなり歴史的な問題である。

そして、第6編から10編に至る後半の諸論文が、先ほどから問題になっている60年代以降の新しい政治のあり方、権力のあり方というようなものにかかわる論文ではないかと思うわけです。

私はこういう形で整理されたものを通してもう一度、改めて勉強しなおさせていただきまして、執筆者の皆さん方にはたいへん感謝したいと思っています。

偶然の一致かとは思いますが、第3の進藤論文においては革新主義の問題が扱われており、第4の西尾論文においてはニュー・ディールが扱われているのですが、両者にイントロダクションの部分で一致していた部分があった。つまり革新主義とニュー・ディールという二つの大きなアメリカ史中の事件というものを扱うに当たって、革新主義史学、コンセンサス史学、ニュー・レフト史学という、歴史学の流れの中からの位置づけというものについての言及が、たまたまこの両論文に共通している点として見られたわけです。

これを読んでおりましたでどういふことを感じたかといいますと、アメリカをとらえるという時、アメリカの歴史学者の中で革新主義史学をとる立場、さらに50年代のコンセンサスを中心とした立場、あるいはそれに対する批判という形で出てきたニュー・レフトの見方というようなものが、われわれの勉強していく方向にも大きな影響を与えているという気がいたします。

ですから、今後、われわれがたとえばアメリカの民主政と権力の問題というものを取り扱っていく場合に、そういった過去の歴史の見方を踏まえていく。そして、これまではアメリカを一種のお手本という形で見てきた面が多かったんじゃないかといういい方をしましたが、われわれが日本人としてアメリカを見る場合は単なるお手本ということではなしに、日米関係というものを考えた時に、その日米関係のあり方を踏まえてアメリカの政治と権力構造のあり方に取り組んでいく姿勢というものが、これからわれわれに課せられているのではないかという印象を持ちました。

民主政と権力という場合に、民主主義であってもそれが権力のあり方の問題なんだという斎藤先生のイントロダクションの鋭い指摘とともに、日米関係の中であってアメリカの権力構造をながめていく時に、われわれがどういう視点を持たなければいけないのかということに関しては、今後の問題として非常に大きな問題があるのではないかと思います。

司会 岩瀬先生も同じような分野のご専門でいらっしゃいますが。

岩瀬 私がとくに第3巻『民主政と権力』に関しまして非常に強い印象を受けましたのは、ここで論じられていることはアメリカのみならず、産業社会が共通に抱えている問題であるという点、それからその中でまた別に、特殊アメリカ的な問題が論じられているという点です。産業社会についての一般的な議論と、特殊アメリカについての議論のかみ合わせがこの第3巻の大きな特徴ではないかと思うわけです。

ただ、そういう特徴があるために、全体とし

て大衆のレベルにおける変化に焦点が合わさってきている。逆に言うと、制度レベルの分析が比較的抜けて落ちている。たとえば、決定的に重要だと思われる政党制についてはほとんど触れられていないし、ましてや議会についても触れられていない。産業社会としてのアメリカが持っている普遍性、新大陸としてのアメリカの特殊性、こういうものを調和させる政党の機能が今、実はいちばん問われているんだろうと思うのです。ですからそういう制度への言及ということがあれば、アメリカのとくに政治についての理解をわれわれがする際にもっと役立つのではないかと、というような印象を持ちました。

安武 斎藤先生の「アメリカ革命」ですが、これまでにアメリカ革命について書かれたものはいろいろありますけれども、とくにアメリカ革命の場合には大きくいって、アメリカ革命の時代にアメリカ社会の中で変化が起こったか起こらなかったのかということが、いつもアメリカでもそうだし、日本でも問題にされてきたわけです。

アメリカの社会の中で起こった変化については、京都大学の今津先生などが詳細にいろいろ論じてこられましたけれども、むしろ中で変わった側面はそれほど大きくないんだという立場に斎藤先生は立っておられるように思うんです。非常に大きなアウトラインとして内部の変化はそれほど大きくなかった。実質的にはアメリカは植民地時代から民主的な社会であった。しかし、それがイギリスから離脱し自らの権力を構築するという過程の中で、理念として自覚され定着してくる。大筋はだいたいそういうことだろうと思うんです。

アメリカ革命の専門家ではありませんから、内部革命があったかなかったかという問題については、専門家のご意見をお聞きしたいんですけども、内部の変化が少ないという立場で書かれたものとしては、私の見るかぎりでは最も整合的に説得的に書かれているのではないかと思います。アメリカ革命の問題をこれから大きな枠組みとして考える場合に一つの重要な問題の

整理のしかたではないかという点で注目いたしました。

それから、アメリカン・デモクラシーを論ずる場合に必ずトックヴィルが引き合いに出されて、いろんな人がある意味で自分の都合のいいように引用するので、私などもいつも混乱していたわけです。その点で、小川氏の論文がまとめて全体を紹介されたので、たいへん勉強になりました。ただ、トックヴィルの画いたアメリカ像がどの程度アメリカの実体に近かったのかという疑問は残りました。

実は当時のヨーロッパの観察者の中には、アメリカの平等主義的な側面、とくにトックヴィルの場合の「条件の平等」や「社会的流動性」などということを強調する見方と、もう一つはアメリカにおける形式的な平等にもかかわらず、むしろ不平等が進化しているんだという、二つのタイプの観察者があったようです。そして最近のコロンビア学派のエドワード・ペッセンのような歴史家達もトクヴィルを平等主義神話の形成者とみなしています。

この辺の実体との関係がどうなっているのか。執筆者は思想史の専門家でいらっしゃるようですから、むしろトックヴィルの世界の中でどうなっていたかということのほうに関心がお強いように思いますが、それがあってもっとわかりやすかったのではないかと思うわけです。

『思想と文化』について

司会 大下先生、執筆なさっておりますので言いにくい点があるかもわかりませんが、第6巻『思想と文化』でこういうところがもう少し欲しかったというような点、非常に幅の広い問題を扱っていらっしゃる巻ですから当然、あるわけですが、いかがでしょうか。

大下 私が自分で言うのは非常におかしいんですけども、アメリカ学会の会報だと思えますが、長沼秀世さんが哲学が扱われていないということをいっておられます。おっしゃるとおりで、私が弁解するまでもないことです。アメリカ哲学は今日、とても専門的知識がない

と理解できないものになっていますが、これを解り易く説明するような論文があれば読者は非常に喜んだと思います。

ロバート・ペラーさんの「現代アメリカ文化におけるキリスト教と東洋宗教」という論文ですが、各巻にペラーさんのようなアメリカ人のものが入ったら、非常におもしろかったと思うんです。でも、ペラーさんのように日本人をよく知っている人の論文でないと、全体と調和しないかもしれませんね。ペラーさんは、表面的に沈静化してきた70年代のアメリカの中に、60年代に起こったいろいろな動きが、どのように継承され、将来はどのようになって行くだろうかという予測を、実態調査を中心にして具体的に書いておられるわけです。かなり専門的な説明がありまして、理解するのに多少難しい面もありますけれども、この巻にペラー論文が収められたのは非常に有意義だと思います。

そのほか、アメリカの美術、文学、音楽にらんで、教育が扱われています。日本で教育を専攻している方は、比較的アメリカのことをよく知っておられると思いますが、アメリカ教育の専門書としてではなくて、思想とか文化というものをわれわれが考える時には、教育問題をあまり頭に置かないで考えることがあります。アメリカ思想史のテキストになっているある書物がアメリカで出ました時に、書評の中に、教育のことに全然触れてないじゃないかという批評がありました。アメリカではこのように、文化の中に教育の問題を入れて考えるようです。この巻に、それが入っているということは、とてもよかったと思っております。

岩瀬 アメリカにおけるマルクス主義の問題への言及が、思想レベルでも運動レベルでも、比較的小さいと思うんです。たとえば第6巻『思想と文化』の中では、高橋先生の第4論文とかのように、比較的小さいように思っています。この問題はもう少し体系的に取り上げて、一応、ポイントとして押さえておいたほうが、アメリカ理解としてはいいという気がします。

『アメリカと世界』について

大下 最後の第7巻『アメリカと世界』に木村尚三郎さんの「アメリカとヨーロッパ」という論文がありますが、これは読みやすいし、おもしろい論文だと思います。こういう文明論的なものは、細部にわたって批判をしだせばきりがないわけですがけれども、ヨーロッパ中世史の専門家で、文明論でも活躍している方ですから、さすがに視野が広くて興味深く読みました。

アメリカとヨーロッパとどこが違うかという点で、土離れをしたアメリカ文化という指摘は、おもしろかった。今、ヨーロッパは各地方的な土着的ヨーロッパでありながら、それを越えて一つ広い文化圏、あるいは一つの国家の役割を果たすようなヨーロッパに向いつつある。一方、アメリカは土離れをしてみんなバラバラだったけれども、今日では土着した、「土の大陸国家」になりつつあるということを書いておられます。

そういうふうに、ヨーロッパとアメリカという二つの大きな力、それに対して、第3世界と中国・ソ連という社会主義圏というものがある。それらのどこにも属さないのが日本ではないかということです。考えさせられますね。

第7巻は、外交の面で、冷戦、日米関係、あるいはアメリカと東南アジアなど、いろいろ論じられますが、木村論文のように大局的な文明論的視点が用意されているので、全体が生きてくると思います。

もう一つ、第7巻に関して指摘しておきたいのは、編者の本間さんがコミュニケーションのことを言っておられることです。日米問題がとりあげられる場合、もっとアメリカを知れという一般的認識はあるけれども、具体的にどういうふうにコミュニケーションの問題を考えるか、あるいは日本語と英語のギャップといった問題を理解したらよいのか。そういうことを、単なる外国語論ということではなしに、具体的に必要なコミュニケーションの問題として、広い意味での日米両国の文化の比較をふまえて論じていて、非常におもしろいと思います。

これからの課題——インテグ レーティッド・スタディ

岩野 これからの問題提起のような形で、最後に一言だけ言わせていただきたいと思います。

この論集は全7巻で、『総合研究アメリカ』、英語で「アメリカ、インテグレートッド・スタディ」という標題がついているわけです。たくさん第一線で活躍なさっている専門家の皆さんが、それぞれ立派な論文をお書き下さって、先ほど、啓蒙という言葉が使われておりましたが、啓蒙という言葉をも超えたはるかに高いレベルにあるものが、たくさん書かれていると思うんです。

先ほどから個別にはたとえば第4巻に関しては、全体をまとめた形でこのような座談会をやって、一つのまとめをしておいていただけるとよかったというようなことがあることに関連して、今後の問題ということについて話させていただきたいと思います。

どうすれば、インテグレートッド・スタディなんだろう、というよりも、インテグレートッド・スタディというものはいったいどういうものなんだろうか。これはものすごく大きな問題なんです。私はたまたま、アンダーグラデュエイト・レベルでのアメリカン・スタディーズのカリキュラムというものはどうあるべきか、という問題に取り組みされて、カリキュラムの改革に当たってきたわけです。

もちろん、この本がどういう人々を対象にして書かれたのかということと、私が今、考えているアンダーグラデュエイト・レベルにおけるアメリカン・スタディーズというのは次元が違う問題かもしれません。しかし、少なくともアンダーグラデュエイトのレベルにおいてアン・インテグレートッド・アメリカン・スタディーズというもののカリキュラムを作るとしたならば、いったいどうすれば、それがインテグレートッドなんだろうか。個々の分野に関して一つ一つはかなり高度なものを教えれば、学生たちがインテグレートしていくんだろうか。それとも、

われわれがアメリカというものをとらえる時に、何かフィロソフィとかプリンシプルというものがあって、それでインテグレーションというものができののだろうか。

こういう問題は解決がつかない、古くて新しい問題なのかもしれませんけれども、地域研究をやっていく上で常々考えていたわけです。たまたま、こういう非常に程度の高い論文が集められ、その総体をインテグレートッド・スタディと言うことになると、もう少しレベルの下がったアンダーグラデュエイトのカリキュラムのようなものの中で、アメリカン・スタディーズのインテグレーションというものはどういうものなのだろうかということについて、改めて考えさせられました。

これは問題の提起にならないかもしれませんが、考えなくてもいいことなのかもしれませんけれども、全く個人的な問題として、どうすれば本当にインテグレートッドということになるんだろうかということについて考えた点を、一言いわせていただきました。

司会 インテグレートッドというのは、言葉としてはたやすく出てきますが、一つ一つの論文はインテグレートッドを形成する1要素であって、するともう一巻、別巻をつくっていただきまして、それをまとめるとうなるかということをやっていたかかないことには……。別にアンダーグラデュエイト・レベルだけではなく、われわれ、研究者にとって、これからの大きな問題ですね。

まだ取り上げなければならない論文や問題点をずいぶん残しておりますが、この『総合研究アメリカ』は最初にも申しましたように、とても広範囲な分野を扱っているわけで、すべてを論ずることは不可能なことです。インテグレートッド・スタディというこれからのわれわれの課題をしめくくりということにしまして、本日の合評会を閉じさせていただきたいと思います。長時間どうもありがとうございました。

『総合研究アメリカ』目次

第1巻 人口と人種 猿谷 要編

- (1)新大陸とインディアン 青柳 清孝
 (2)移民の渡米と融合 安武 秀岳
 (3)人口の西方移動とその実態 岡田 泰男
 (4)黒人人口の移動とその衝撃 猿谷 要
 (5)日系人 若槻 泰雄
 (6)差別と統合 米山 俊直
 (7)アメリカ、カナダ、ラテン・アメリカの民族と文化 中川 文雄
 (8)人口の動態 正井 泰夫
 (9)アメリカの人口政策 岡崎 陽一

第2巻 環境と資源 正井 泰夫編

- (1)アメリカ・メガロポリス 正井 泰夫
 (2)西部開拓と自然環境 平野 孝
 (3)アメリカの食料生産 上野 福男
 (4)新しいアメリカ 横山 昭市
 (5)アメリカにおける死亡と環境 榎山 政子
 (6)都市化・工業化と水資源開発 太田 勇
 (7)エネルギー問題 横山 昭市
 (8)海洋開発 酒匂 敏次
 (9)宇宙開発 三浦 公亮
 (10)国立公園と自然保護 池田 勝

第3巻 民主政と権力 斎藤 真編

- (1)アメリカ革命 斎藤 真
 (2)デモクラシーの原型 小川 晃一
 (3)社会改革と大衆運動 進藤 栄一
 (4)福祉国家と管理国家 西尾 勝
 (5)日本占領政策 天川 晃
 (6)60年代におけるアメリカ民主政の変容 阿部 齊
 (7)有権者の態度変化 太田俊太郎
 (8)利益集団機能の変化 渡辺 一
 (9)大統領とビジネス・エリート 大嶽 秀夫
 (10)新しい政治参加 大森 弥

第4巻 平等と正義 川又 良也編

- (1)アメリカ法の構造 川又 良也
 (2)裁判所の役割 畑 博行
 (3)適正手続き条項と連邦最高裁判所 畑 博行
 (4)平等条項と連邦最高裁判所 藤倉皓一郎
 (5)表現の自由 佐藤 幸治
 (6)刑事裁判と人権保障 鈴木 茂嗣
 (7)アメリカにおける消費者保護と法 北川善太郎

- (8)環境保護 谷口 安平
 (9)地方自治 村松 岐夫
 (10)平等主義と裁判の役割 田中 成明

第5巻 経済生活 榊原 胖夫編

- (1)経済体制 嘉治 元郎
 (2)生産構造 越後 和典
 (3)技術進歩と経済成長 伊藤 史朗
 (4)消費生活 田口 芳弘
 (5)労働 洋田 真激
 (6)豊かな社会の負困 古米 淑郎
 (7)インフレーションと安定政策 野間 俊威
 (8)都市問題 山田 浩之
 (9)交通問題 岡野 行秀
 (10)地域開発 笹田友三郎
 (11)価値観と経済政策目標 榊原 胖夫

第6巻 思想と文化 大橋健三郎編

- (1)アメリカ思想の特質 大下 尚一
 (2)現代アメリカ文化におけるキリスト教と東洋宗教 ロドート・N・ベラー 古屋安雄訳
 (3)“万人のための教育”の夢と逆説 喜多村和之
 (4)現代アメリカ知識人 高橋 徹
 (5)ジャーナリズム 田中 豊
 (6)国民性としての暴力 袖井林二郎
 (7)アメリカの美術 Y・アーネスト・サトウ
 (8)アメリカ文学の特殊性と世界性 大橋健三郎
 (9)アメリカ音楽の流れ 奥田 恵二

第7巻 アメリカと世界 本間 長世編

- (1)アメリカとヨーロッパ 木村尚三郎
 (2)アメリカ外交の伝統 有賀 貞
 (3)戦後世界とアメリカ 油井大三郎
 (4)日米関係の特徴 三輪 公忠
 (5)国際連合とアメリカ 明石 康
 (6)軍備規制の課題 前田 寿
 (7)平和運動の系譜 新川健三郎
 (8)世界経済体制の推移とアメリカ経済 石川 常雄
 (9)第三世界からみたアメリカ
 I. ラテン・アメリカからみたアメリカ 加茂 雄三
 II. アジアからみたアメリカ 松本 三郎
 (10)国際コミュニケーションの可能性 本間 長世
 (11)現代世界の展望 武者小路公秀